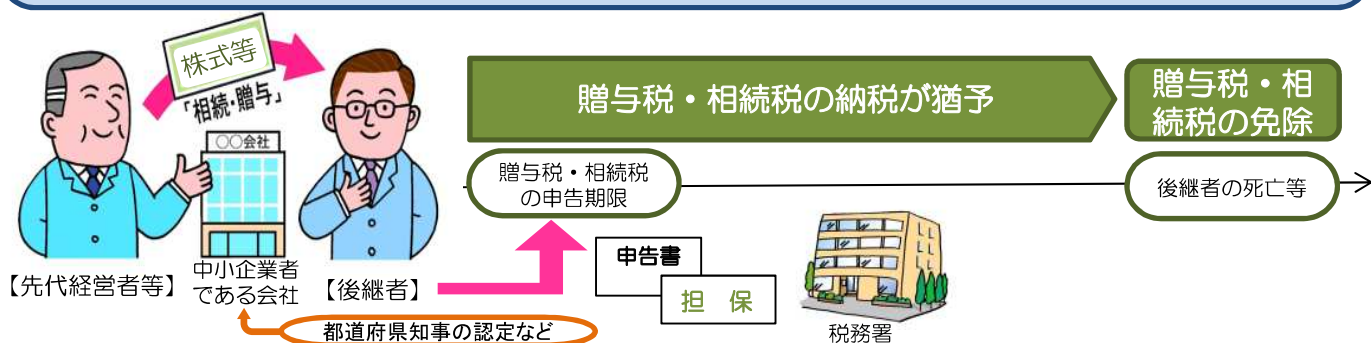


# 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(法人版事業承継税制)のあらまし

- 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



- この法人版事業承継税制には、「**一般措置**」と「**特例措置**」の2つの制度があり、**特例措置**については、**事前の計画策定等**や**適用期限**が設けられていますが、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃**や**納税猶予割合の引上げ(80%から100%)**がされているなどの違いがあります。

(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	<b>5年以内の特例承継計画の提出</b> 〔平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで〕	不要
適用期限	<b>10年以内の贈与・相続等</b> 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	<b>全株式</b>	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	<b>100%</b>	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から <b>最大3人</b> の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化(4ページ、8ページ)	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり(9ページ)	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から <b>20歳以上の者</b> への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫への贈与

- **贈与税**については**2ページ**、**相続税**については**6ページ**をご確認ください。

※ **特例措置**の適用を前提として記載しつつ、一般措置と特例措置とで異なる部分については、別途その内容を記載。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】の「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



税務署

令和元年5月

この社会あなたの税がいきている